

第 5 章 その他景観形成上の重要事項

● 5-1 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項 (景観法第8条第2項第5号イ関係)

1 屋外広告物の表示及び設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、経済活動や日常生活の利便性向上、市街地に賑わい・活気をもたらす効果がある一方で、無秩序かつ過剰に設置されることで、景観を損ねるものとなります。

このことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、高山村の景観と調和が保たれ、十分に配慮がなされるようにします。

「群馬県屋外広告物条例」を参考に、必要に応じて、高山村の実情に即した独自の制限を検討していきます。

5-2 景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第8条第2項第5号関係）

1 景観重要公共施設の整備に関する事項

高山村の美しい景観づくりを進める上で重要な役割をもつ道路、河川、橋梁、公園などの公共施設は、重要な役割を担っています。

そこで、道路・河川・土地改良施設・公園緑地・公共建築物・サインなどについて、管理者等との協議、住民の意見、景観資源調査等により、地域の景観形成にふさわしい整備や占用許可等の基準を定め必要な場合は、景観法に基づく「景観重要公共施設」に指定することも検討します。



● 5-3 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針 (景観法第8条第2項第5号ニ関係)

1 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針

高山村の農村としての景観は、日本ロマンチック街道沿いに広がる雄大な田園風景を形成しており、また、集落と農地その周辺の自然環境が調和した四季折々の農村風景を形成しています。

これらの高山村らしい農地の景観を保全するため、必要に応じて「景観農業振興地域整備計画」の策定を検討します。